

## 空家等活用特区審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、空家等活用特区審議会規則（令和4年兵庫県規則第31号）第7条の規定により、空家等活用特区審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、その開催期日の5日前までに開催の日時及び場所を委員に通知するものとする。ただし、特別の理由のある場合は、この限りでない。

(委員以外の出席)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

(文書による意見の開陳等)

第4条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長の承認を受けたときは、会議において、文書により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

2 前項の規定により、会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

(議事録)

第5条 会長は、次の事項を記載した審議会の議事録を調製しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 案件の内容
- (4) 審議の概要

2 議事録は、当該案件に関する審議会の審議及び事務が終了した後は公開とする。ただし、次に掲げる事項は非公開とする。

- (1) 発言した委員の氏名
- (2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると認められる事項
- (3) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報
- (4) 審議会の設置の目的に照らして、公開することにより公正又は円滑な議事運営が損なわれると会長が認める事項

(会議の公開)

第6条 審議会の会議は、原則として非公開とする。ただし、次回の会議について会長から公開とする発議があり、規則第5条第3項の規定により議決したときは、その会議を公開とすることができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年2月8日から施行する。